

## 軽油引取税の免税措置等を求める意見書

これまで冬季観光の重要な柱であるスキー場関連産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成 27 年 3 月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路使用に直接関連しない機械等に使われる軽油について設けられた免除制度で、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、索道、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められてきたものである。

スキー場の運営にあたって索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が対象となっており、この制度が廃止されれば、県内で活動する関係事業者の経営が圧迫され、ひいては地域経済全体に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、平成 27 年 4 月以降も免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

衆議院議長	伊山	吹崎	文正	明昭	殿殿殿殿殿殿
参議院議長	安倍	藤生	晋義	三孝	
内閣総理大臣	新藤	木田	太敏	郎充	
総務大臣	麻茂				
財務大臣					
経済産業大臣					
国土交通大臣					

山形県議会議長 鈴木正法